

好日苑デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 響会が開設する好日苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う「指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業」（以下「指定通所介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所毎に置くべき従事者（以下「通所事業従事者」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者または第 1 号通所事業にあつては事業対象者に対し、適正な指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第 2 条 事業所の指定通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 事業実施にあたっては、市区町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 3 介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 好日苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 東京都大田区上池台 5 丁目 7 番 1 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。また、各職種の員数は、別紙のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 通所事業従事者
生活相談員
看護職員
介護職員

通所事業従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、指定通所介護等の申し込みにかかる調整、通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業実施計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

看護職員・介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(3) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(4) 調理員（委託）

(5) 事務職員等

事務職員等は、通所介護事業者の補助的業務及び必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 1月1日から1月3日を除く月曜日～土曜日

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(3) サービス提供時間 午前9時00分～午後5時00分

（利用定員）

第 6 条 事業所の1日の利用定員は、下記のとおりとする。

指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 35人

（指定通所介護等の提供方法及び内容）

第 7 条 指定通所介護等の内容は、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」）または利用者本人等が作成した居宅サービス計画または計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者の選定したサービスを提供する。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介護

イ. 身体の清拭、整髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア. 食事の準備、配膳下膳の介助

イ. 食事の摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

- (4) 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- (5) アクティビティ・サービスに関すること
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
 - ア. レクリエーション
 - イ. 音楽活動
 - ウ. 制作活動
 - エ. 行事的活動
 - オ. 体操
 - カ. 養護
- (6) 送迎に関すること
送迎を希望する利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には、通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。
 - ア. 移動、移乗動作の介助
 - イ. 送迎
- (7) 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ア. 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
 - イ. 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
 - ウ. 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言
 - エ. その他の在宅生活全般にわたる必要な相談・助言
- (8) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の内容に関すること
(1)から(7)項の提供に加え、以下の提供を行う。
 - ア. 利用者における介護予防に関する理解を支援し、介護予防目標の自己実現への意欲向上を支える。
 - イ. 利用者が、介護予防支援事業者が作成する介護予防サービス計画（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の改善等）に基づき、自ら意思に基づいて介護予防プログラムに参加するよう支援する。
 - ウ. 利用者の日常生活における介護予防の取組の継続、定着を支援する。
 - エ. 利用者の目標達成度等の評価を行い、関係機関に報告する。

(指定居宅介護支援事業者等との連携等)

第8条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

- 3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第 9 条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画等を作成する。
- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
 - 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

- 第 10 条 通所介護従事者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護について、介護保険法第 41 条第 6 項または、法第 53 条第 4 項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

- 第 11 条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の 1 割又は 2 割又は 3 割とする。
- 2 第 12 条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、オムツ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
 - 3 第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
 - 4 指定通所介護等の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第 12 条 通常の事業の実施地域は、大田区とする。

(契約書の作成)

- 第 13 条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者 に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対処方法)

- 第 14 条 通所介護従事者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が

生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡のうえその指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 指定通所介護事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
消防訓練	月 1 回

(事業継続計画 BCP の策定等)

第 16 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、通所者に対する指定通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画 BCP」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 17 条 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(感染症対策)

第 18 条 当事業所は、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように、別に定める「感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針」に従い、発生時の対応及び予防を行う。

- 1 当事業所における感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 1 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 2 当事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 19 条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合、職員立ち会いのもとで使用すること。また、体調がおもわしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(秘密保持)

第 20 条 事業者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(苦情処理)

第 21 条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第 22 条 指定通所介護等の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

(虐待等の禁止)

第 23 条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (3) 食事を与えないこと。
 - (4) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (5) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (6) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (7) 性的な嫌がらせをすること。
 - (8) 当該利用者を無視すること。
- 2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第 24 条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、契約終了日の

日から2年間保存する。

- 3 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 4 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(地域との連携等)

第25条 当事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第26条 当事業所は、全ての通所介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修（認知症介護基礎研修）を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回以上

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 響会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(ハラスメント対策)

第27条 当事業所は、適切な指定通所介護サービスの提供を確保する観点から、セクシャルハラスメント防止規則（職場において行われる性的な言動等）、パワーハラスメント防止規則（優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されること等）、またカスタマーハラスメント防止規則（顧客等からの著しい迷惑行為等）の防止をするための指針を設置し、対応方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成17年10月1日	一部改正	平成29年4月1日	一部改正
平成19年10月26日	一部改正	平成30年4月1日	一部改正
平成21年4月1日	一部改正	平成30年6月1日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正（別紙）	平成30年7月1日	一部改正
平成26年4月1日	一部改正	平成30年10月9日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正	令和1年10月1日	一部改正
平成27年10月1日	一部改正	令和3年4月1日	一部改正（本文・別紙）
平成28年4月1日	一部改正	令和4年6月1日	一部改正
平成28年10月28日	一部改正	令和4年7月1日	一部改正

運 営 規 程 （ 別 紙 ）

通所介護事業	指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 (好日苑デイサービスセンター)
--------	---

第4条（職員の職種、員数）

管理者	専らその職務に従事する常勤の者1名 (※事業所の管理業務に支障がない範囲でほかの職務との兼務が可能)
生活相談員	通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所介護の提供に当たる者1名以上
介護職員	通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所介護の提供に当たる者を利用者の数が15人までは1名以上、それ以上5又はその端数を増やすごとに1を加えた数以上 (※利用定員40名に対し、6名以上（利用人数によって変動有）)
看護職員	通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図るものとし、その提供に当たる者1名以上（※機能訓練指導員と兼務可）
調理員	委託
機能訓練指導員	通所介護の単位ごとに、専ら当該通所介護の提供に当たる者1名以上（※看護職員と兼務可）
運転手	非常勤 2名
その他事務員等	非常勤 1名（事務員）

第11条（指定通所介護の利用料等）

【 サービス提供時間：5時間以上6時間未満の場合 】 (1日あたり)

	保険単位	※1割負担額			※2割負担額			※3割負担額		
		1日あたりの 利用料金	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄		
要介護度1	567	¥6,180	¥618		¥1,236		¥1,854			
要介護度2	670	¥7,303	¥731		¥1,461		¥2,191			
要介護度3	773	¥8,425	¥843		¥1,685		¥2,528			
要介護度4	876	¥9,548	¥955		¥1,910		¥2,865			
要介護度5	979	¥10,671	¥1,068		¥2,135		¥3,202			

【 サービス提供時間：6時間以上7時間未満の場合 】 (1日あたり)

	保険単位	※1割負担額			※2割負担額			※3割負担額		
		1日あたりの 利用料金	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄		
要介護度1	581	¥6,332	¥634		¥1,267		¥1,900			
要介護度2	686	¥7,477	¥748		¥1,496		¥2,244			
要介護度3	792	¥8,632	¥864		¥1,727		¥2,590			
要介護度4	897	¥9,777	¥978		¥1,956		¥2,934			
要介護度5	1,003	¥10,932	¥1,094		¥2,187		¥3,280			

【 サービス提供時間 : 7 時間以上 8 時間未満の場合 】

	保険単位	※1割負担額			※2割負担額			※3割負担額		
		1日あたりの 利用料金	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄		
要介護度 1	665	¥7,248	¥725		¥1,450		¥2,175			
要介護度 2	773	¥8,425	¥843		¥1,685		¥2,528			
要介護度 3	896	¥9,766	¥977		¥1,954		¥2,930			
要介護度 4	1,018	¥11,096	¥1,110		¥2,220		¥3,329			
要介護度 5	1,142	¥12,447	¥1,245		¥2,490		¥3,735			

【 各種加算 】

	保険単位	※1割負担額			※2割負担額			※3割負担額		
		1日あたりの 利用料金	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄	介護保険摘要時の 1日あたりの自己負担額	確認欄		
科学的介護推進体制加算 ※	40/月	¥436	¥44		¥88		¥131			
入浴介助加算 (I)	40	¥436	¥44		¥88		¥131			
入浴介助加算 (II)	55	¥599	¥60		¥120		¥180			
口腔機能向上加算 I	150/月2回	¥1,635	¥164		¥327		¥491			
口腔機能向上加算 II ※	160/月2回	¥1,744	¥175		¥349		¥524			
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20	¥218	¥22		¥44		¥66			
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5	¥54	¥6		¥11		¥17			
個別機能訓練加算 I (イ)	56	¥610	¥61		¥122		¥183			
個別機能訓練加算 I (ロ)	85	¥926	¥93		¥186		¥278			
個別機能訓練加算 II ※	20/月	¥218	¥22		¥44		¥66			
栄養改善加算	200/月2回	¥2,180	¥218		¥436		¥654			
栄養アセスメント加算	50/1月	¥545	¥55		¥109		¥164			
中重度者ケア体制加算	45	¥491	¥49		¥98		¥147			
若年性認知症受入加算	60	¥654	¥66		¥131		¥197			
認知症加算	60	¥654	¥66		¥131		¥197			
認知症専門ケア加算 I	3	¥32	¥4		¥7		¥10			
認知症専門ケア加算 II	4	¥43	¥5		¥9		¥13			
サービス提供体制強化加算 I	22	¥239	¥24		¥48		¥72			
サービス提供体制強化加算 II	18	¥196	¥20		¥40		¥59			
サービス提供体制強化加算 III	6	¥65	¥7		¥13		¥20			
送迎減算(※片道)	▲47	▲¥512	▲¥51		▲¥103		▲¥154			
生活機能向上連携加算 (I)	100/1月	¥1,090	¥109		¥218		¥327			
生活機能向上連携加算 (II)	200/1月	¥2,180	¥218		¥436		¥654			
ADL維持等加算 (I)	30/1月	¥327	¥33		¥66		¥99			
ADL維持等加算 (II)	60/1月	¥654	¥66		¥131		¥197			
介護職員処遇改善加算 I		介護保険自己負担額合計 ×5.9%の1割負担			介護保険自己負担額合計 ×5.9%の2割負担			介護保険自己負担額合計 ×5.9%の3割負担		
介護職員等特定処遇改善加算 I		介護保険自己負担額合計 ×1.2%の1割負担			介護保険自己負担額合計 ×1.2%の2割負担			介護保険自己負担額合計 ×1.2%の3割負担		

※注 科学的介護を実現するために、厚生労働省のデータベース(CHASE/LIFE)へデータを提出することで算定可能な加算

第 11 条（介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業）

（1 回あたり）

【基本部分】

利用者の 要介護度	サービス名	基本利用料	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2	いきいき生活機能 アップサポート	4,196円 (1回につき)	420円	840円	1,259円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
運動器機能向上 加算	運動器の機能向上を目的として 個別的に実施される機能訓練を 行った場合	2,452円	246円	491円	736円
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、 個別的に実施される栄養食事相談等 の栄養管理を行った場合	1,635円	164円	327円	491円
口腔機能向上 加算	口腔機能の向上を目的として、 個別的に実施される口腔掃除の 指導もしくは実施又は摂食・嚥下 機能に関する訓練の指導もしくは 実施を行った場合	1,635円	164円	327円	491円

第 11 条（その他の利用料等）

食費	780 円（内訳 昼食：700 円、おやつ：80 円）
おむつ代	実費
アクティビティ等	生け花・手芸材料費 500 円（1 回あたり）
キャンセル料	① ご利用日の当日午前 8 時 30 分までにご連絡を頂いた場合 無料 ② ご利用日の当日午前 8 時 30 分までにご連絡がなかった場合食費と して 780 円
備考	上記費用及び個別に対応すべき費用についての利用者負担は実費相当 額とする。